

## 有識者と公正取引委員会との懇談会が出された主な意見等について

平成28年1月20日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

平成27年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成27年10月及び11月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見等の概要は以下のとおりです（各地区の懇談会で示された主な意見等については別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見等を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 復興予算を食い物にするような談合等が横行しないように厳正に対処してもらいたい。（仙台市）
- ・ 原材料、人件費等のコストアップ分の価格転嫁が難しい中で、TPPにより輸入品の価格が下がると、国内生産品との価格競争が生じ、買ったたき等の問題が生じる可能性があるため、その未然防止に力を入れてほしい。（和歌山市）
- ・ 中小企業は、販売先からの毎年のコストダウン要求、販売先が実施する展示会への従業員の無償派遣要請、販売先の同業他社との取引の禁止等、種々の要請を受けても今後の取引関係を考慮して当該要請を受け入れなければならないこともある。公正な取引環境の整備のため、とりわけ中小企業の取引環境が少しでも良くなるよう、優越的地位の濫用などが起こらないようにしてもらいたい。（松山市）
- ・ 進出した国の競争法を知らずに措置を受けることとなれば、海外進出の意欲を減退させることになりかねない。国内における独占禁止法の運用や普及啓発だけでなく、海外の競争法に関する情報の普及啓発も公正取引委員会の施策の大きな柱としてもらいたい。（熊本市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>

## 2 下請法の運用

- ・ 継続的な取引関係においては、下請事業者が、問題のある大手企業に対して何も言えないので、大手企業の発注担当者に対する教育を実施してもらいたい。(前橋市)
- ・ 現在、中小規模の事業者は、円安によって原材料が高騰しているにもかかわらず、これを価格転嫁できないこともあり苦しい状況にある。加えて、親事業者との取引においても、受領拒否、下請代金の減額等の問題が発生している。更なる立入検査の実施等の厳格な法運用により、中小企業にとって適正な取引が確保される必要がある。(名古屋市)
- ・ 書面調査は、違反行為の発見に資するだけでなく、非常に効果的な下請法のPR方法でもあり、継続して行ってほしい。(和歌山市)
- ・ 下請法に関する指導を行った後のフォローは行っているのか。不利益を被った下請事業者が、指導を受けた親事業者から取引を拒絶されるようなことがあってはならない。(松江市)

## 3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 公正取引委員会の消費税転嫁対策において、指導件数が増えているが、この状況は弱い中小企業にしわ寄せが来ているということを示すものである。平成29年4月から消費税率が10パーセントに上がる予定だが、それに向けて一層の転嫁への指導をお願いしたい。(名古屋市)
- ・ 地方の経済状況はいまだ厳しい状況であり、消費税率の引上げ分を上乗せせずに単価を据え置くとの要請を受けても今後の取引関係を考慮して当該要請に従わざるを得ないとの声を聞くことがある。消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する取締活動とともに、同法違反行為の未然防止のため徹底した周知活動を行ってほしい。(松山市)

## 4 広報・広聴

- ・ 国民は、公正取引委員会や独占禁止法の名前は知っているが、活動内容についての理解度は低い。新聞、テレビ等の媒体を使い、もう少し活動内容や成果を国民に広く分かりやすく説明するべきである。それが企業の公正取引委員会への相談のしやすさにつながる。(函館市)
- ・ 独占禁止法違反事例がメディアに取り上げられることは非常に効果があり、これを見て世の中の人々は排除措置命令や課徴金納付命令は非常に厳しいものだということを理解するので、今後も積極的に違反事例を公表してもらいたい。(仙台市)
- ・ 独占禁止法教室はよい取組だと思う。ただ、生徒に教えるだけでなく、生徒が家に帰って親に話をするようになれば更に広報効果が期待できると考える。(松江市)
- ・ 公正取引委員会の情報発信については、一般の人にも分かりやすいよう

にイラストを入れてみたり，コンパクトに内容をまとめてみたり，ホームページも動画が入っていたりと，大変努力している。他方で，折角の努力が，なかなか一般の人に届くのが難しいということを改めて感じた。いかに一般の人に伝えていくのかという視点が重要だと思う。（那覇市）

## 5 その他

- ・ 親事業者と下請事業者との問題や流通段階の取引に関する問題は，どの地域でも存在するものと思われるが，こうした問題を抱えている事業者が相談しやすい体制が構築されるべきである。（函館市）
- ・ 医療・介護はGDPの1割を占める大きな分野であることから，規制緩和や中小零細企業の参入促進のため，公正取引委員会にはしっかりとした提言と更なる取組を期待したい。（前橋市）

## 有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
函館市	10月28日	山本 和史 委員
仙台市	10月29日	中島 秀夫 事務総長
前橋市	10月29日	幕田 英雄 委員
名古屋市	10月28日	山崎 恒 委員
和歌山市	10月30日	山崎 恒 委員
松江市	11月12日	山本 和史 委員
松山市	11月12日	山崎 恒 委員
熊本市	11月11日	幕田 英雄 委員
那覇市	11月12日	小田切 宏之 委員

(役職は各懇談会開催日時点のもの)

## 第1 北海道地区（函館市）

### 1 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税率の10パーセントへの引上げの際には、なかなか転嫁ができない事業者が多くなると思われる。事業者が泣き寝入りや、我慢せざるを得ない状況とならないように、気軽に相談できる窓口を設けるべきである。

### 2 広報・広聴

- ・ 国民は、公正取引委員会や独占禁止法の名前は知っているが、活動内容についての理解度は低い。新聞、テレビ等の媒体を使い、もう少し活動内容や成果を国民に広く分かりやすく説明するべきである。それが企業の公正取引委員会への相談のしやすさにつながる。
- ・ これから社会に出る高校生などの学生に対し、独占禁止法の授業を積極的に行っていくべきである。
- ・ 日頃の事業活動の中で、独占禁止法に抵触している行為だと気付かずに違反行為を行っている事業者がいるのではないかと思われるので、もっと広報活動に力を入れるべきである。

### 3 公正取引委員会の体制強化

- ・ グローバル時代となって、各国との商取引が盛んに行われると、いろいろな問題が出てくると思われるが、公正取引委員会は今の職員数で足りているのか疑問である。そういう意味では、政府に公正取引委員会の職員数の増加について考えてほしい。

### 4 その他

- ・ 親事業者と下請事業者との問題や流通段階の取引に関する問題は、どこの地域でも存在するものと思われるが、こうした問題を抱えている事業者が相談しやすい体制が構築されるべきである。

## 第2 東北地区（仙台市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 復興予算を食い物にするような談合等が横行しないように厳正に対処してもらいたい。
- ・ 独占禁止法は一般の人にはなかなか理解しにくいところがあるので、公正取引委員会には一般の人に分かりやすい法運用に努めてもらいたい。
- ・ 審判制度が廃止され、今後は裁判所に持ち込まれる案件が増えると思うが、公正取引委員会は競争当局としての権威や主張の説得力が落ちないように、英知を結集し、しっかりと理論武装して訴訟に対応してほしい。
- ・ 国際的に競争するための大型合併は良いことであると思う反面、何かしらの弊害が生じるのではないかと懸念している。

### 2 下請法の運用

- ・ 下請事業者は、多少不利な条件でもこれを受け入れて仕事を続けているのが現状であり、よほど自社の経営に悪影響を及ぼさない限りは問題が表面化しないのではないかと考えられる。
- ・ 下請取引に関する調査票については、例えば調査票の中に公正取引委員会による具体的な対応事例等を示すと回答しやすくなると考えられるので検討してもらいたい。

### 3 広報・広聴

- ・ 独占禁止法違反事例がメディアに取り上げられることは非常に効果があり、これを見て世の中の人には排除措置命令や課徴金納付命令は非常に厳しいものだということを理解するので、今後も積極的に違反事例を公表してもらいたい。

### 第3 関東・甲信越地区（前橋市）

#### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 人口減少に伴う地域のコミュニティの崩壊が深刻な問題となっているなど、地域経済が疲弊しているところ、競争政策を推進するに当たっては、このような状況についても考慮してほしい。

#### 2 下請法の運用

- ・ 継続的な取引関係においては、下請事業者が、問題のある大手企業に対して何も言えないので、大手企業の発注担当者に対する教育を実施してもらいたい。
- ・ 下請取引など改善されてきてはいるが、違反であるか否かが曖昧であるため、法的な問題として表面化することなく、個々の取引の中で解決がなされてしまうことがある。

#### 3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税率の引上げ分を転嫁できなくても、実際には行政窓口等に相談することなく、我慢して取引を継続しているのが実態であることを理解してほしい。

#### 4 広報・広聴

- ・ 「私たちのくらしと市場経済」という資料は非常に分かりやすいので、中学生向けに配布するだけでなく、一般の人にも配布するなど是非有効に使ってもらいたい。

#### 5 その他

- ・ 入札制度において、加点項目に地域要件を入れているが、これが全ての地域に広まると、雇用等においても地域間の足の引っ張り合いになって好ましいことではない。
- ・ 医療・介護はGDPの1割を占める大きな分野であることから、規制緩和や中小零細企業の参入促進のため、公正取引委員会にはしっかりとした提言と更なる取組を期待したい。
- ・ 景品表示法は消費者庁に移管されたが、今の時代に一つの法律を一省庁が背負い込むのは困難であり、公正取引委員会には連携して国民生活の安心安全を守る努力をしてほしい。

## 第4 中部地区（名古屋市）

### 1 下請法の運用

- ・ 現在、中小規模の事業者は、円安によって原材料が高騰しているにもかかわらず、これを価格転嫁できないこともあり苦しい状況にある。加えて、親事業者との取引においても、受領拒否、下請代金の減額等の問題が発生している。更なる立入検査の実施等の厳格な法運用により、中小企業にとって適正な取引が確保される必要がある。

### 2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税率の引上げ後、消費税に関して大きな苦情は寄せられていない。これは、適正に転嫁がなされているのではなく、大手事業者が取引先に対して、消費税率の引上げ前に仕入価格の値下げを行ったという実態があるからではないか。
- ・ 公正取引委員会の消費税転嫁対策において、指導件数が増えているが、この状況は弱い中小企業にしわ寄せが来ているということを示すものである。平成29年4月から消費税率が10パーセントに上がる予定だが、それに向けて一層の転嫁への指導をお願いしたい。

### 3 広報・広聴

- ・ 競争政策はまだまだ一般の人にはなじみが薄い。競争政策は事業者間だけのものではなく、普通に暮らす生活者、消費者のためのものでもある。もっといろいろな場面で消費者のためであること、消費者にメリットがあることをアピールしていただきたい。
- ・ これまでは、自由競争というものを前面に出し、競争を阻害するものを排除してきたが、今後は、中小企業や弱者の味方として、中小企業等を「守るんですよ」というものを前面に出していけば、国民は公正取引委員会の取組に対して安心感を持つのではないか。

### 4 その他

- ・ 公正取引委員会というと私たちと距離がある組織と思っていたが、公正取引委員会の活動状況を聞き、私たちの日常生活と密接に関係し、大切な存在であることを再確認した。

## 第5 近畿地区（和歌山市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 調査対象になった事業者は、調査が任意なのか強制なのか、弁護士と連絡を取ってもよいのかなどが分からず、不安な気持ちで調査に対応しており、また、帳票類の押収により業務にも支障を来している。できるだけ事業者側に負担が掛からない形で調査を実施してほしい。
- ・ 原材料、人件費等のコストアップ分の価格転嫁が難しい中で、TPPにより輸入品の価格が下がると、国内生産品との価格競争が生じ、買ったとき等の問題が生じる可能性があるため、その未然防止に力を入れてほしい。
- ・ IT化の中で、談合、カルテル、優越的地位の濫用等が裏で行われているかもしれないので、公正取引委員会もしっかりと注視してほしい。

### 2 下請法の運用

- ・ 書面調査は、違反行為の発見に資するだけでなく、非常に効果的な下請法のPR方法でもあり、継続して行ってほしい。

### 3 広報・広聴

- ・ 公正かつ自由な競争が行われる市場経済が社会にとっていかに大切なものかということは、社会活動を行う上で重要な概念であり、子供の頃から教育していく必要がある。独占禁止法教室の活動を更に広げていてもらいたい。
- ・ 地方では、自分は公正取引委員会とは関係ないと思っている事業者も多いので、具体例を挙げた分かりやすい説明会をもっと実施してほしい。

### 4 その他

- ・ 和歌山県では化学関連など電力を多く利用する企業が多い。平成28年4月から電力自由化が実施されるが、安定供給を前提としつつ、電気料金が下がるよう、公正取引委員会には、公正な競争の観点から適切に対応してもらいたい。
- ・ 健康食品等の広告表示が目にする。単に栄養素が入っているだけで、医薬品と同じような表示で販売されており、非常に紛らわしく、不当表示となっているものも多いと思うので、もう少しきちんとみてほしい。

## 第6 中国地区（松江市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 消費税率引上げに関しては、ほとんど転嫁できていると考えており、全体的には満足している。一方で、エネルギーを始め輸入材料費の転嫁については余りできていない。優越的地位の濫用の問題もあると考えているが、元請と納入業者という特殊な取引関係もあり、申告はできない。公正取引委員会にはこの点に配慮してもらいたい。
- ・ 入札談合に関しては、談合はなくなったが、入札価格が下がり過ぎていると感じている。お金が回らないから安くても取る、これに対抗して更に安くするという状況がみられ、適正な競争ができていないと感じる。発注者である地方公共団体は安い価格で発注したい一方で、地元業者育成も必要である。悩ましい問題ではあるが良い方法を考えてほしい。

### 2 下請法の運用

- ・ 下請法に関する指導を行った後のフォローは行っているのか。不利益を被った下請事業者が、指導を受けた親事業者から取引を拒絶されるようなことがあってはならない。

### 3 広報・広聴

- ・ 独占禁止法教室は良い取組だと思う。ただ、生徒に教えるだけでなく、生徒が家に帰って親に話をするようになれば更に広報効果が期待できると考える。

## 第7 四国地区（松山市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 中小企業は、販売先からの毎年のコストダウン要求、販売先が実施する展示会への従業員の無償派遣要請、販売先の同業他社との取引の禁止等、種々の要請を受けても今後の取引関係を考慮して当該要請を受け入れなければならないこともある。公正な取引環境の整備のため、とりわけ中小企業の取引環境が少しでも良くなるよう、優越的地位の濫用などが起こらないようにしてもらいたい。
- ・ マイナンバー制度の導入に当たっては多額の費用が掛かると思われるが、このような大きな市場では、談合や優越的地位の濫用などが生じることが懸念されるので、これらの行為に厳正に対処してもらいたい。

### 2 下請法の運用

- ・ 製造業者が一生懸命努力して良い物を製造しても、昔と異なり現在は流通業者の立場が強く、原材料費すら賄えないレベルの単価での取引を強制されることがある。このような買ったたき行為が横行すれば、廃業に追い込まれたりするなどして、日本のものづくりの技術が失われることを大変危惧している。流通業者が取引上の立場の弱い製造業者に対して無理な要求をしないよう、下請法違反行為などに厳正に対処してもらいたい。

### 3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 地方の経済状況はいまだ厳しい状況であり、消費税率の引上げ分を上乗せせずに単価を据え置くとの要請を受けても今後の取引関係を考慮して当該要請に従わざるを得ないとの声を聞くことがある。消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する取締活動とともに、同法違反行為の未然防止のため徹底した周知活動を行ってもらいたい。

### 4 広報・広聴

- ・ 消費者は、公正取引委員会について、その名称程度は知っていても日頃の生活とは縁遠い存在であると感じており、具体的にどのような活動を行っているのか知らない者が多いのではないかと感じている。競争の重要性や公正取引委員会の役割を消費者に知ってもらうためには、日頃の生活に関連する身近で具体的な事例を紹介するなどして、分かりやすい広報活動を行う必要があるのではないかと感じている。

## 第8 九州地区（熊本市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 情報の集積によるメリットが一部の企業に集中してしまい、地方経済や中小企業の活力を失わせることになるのではないかと懸念している。このような情報の支配が競争に与える影響を議論すべきである。
- ・ 進出した国の競争法を知らずに措置を受けることとなれば、海外進出の意欲を減退させることになりかねない。国内における独占禁止法の運用や普及啓発だけでなく、海外の競争法に関する情報の普及啓発も公正取引委員会の施策の大きな柱としてもらいたい。

### 2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税の転嫁拒否行為を受ける事業者の多くは中小零細企業であり、このような中小零細企業は、消費税の転嫁拒否で利益が失われることによる経営への影響が大きいことから、消費税転嫁拒否行為を未然防止するための周知活動とその取締りを徹底してもらいたい。

### 3 広報・広聴

- ・ 消費者、学生・生徒への説明会を積極的に開催するとともに、県や市町村等の自治体にパンフレットを置いてもらい消費者の目に留まるようにしたり、学校等にパンフレットを配布し、授業等で活用してもらおうようにしたりするなど積極的な広報活動を行うべきである。

## 第9 沖縄地区（那覇市）

### 1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 沖縄には弱い立場にある中小企業が多い。これからも継続して、事業者の声を吸い上げるような取組を進めてもらいたい。

### 2 下請法の運用

- ・ 景気が良くなったとの報道の影で多くの立場の弱い下請事業者が犠牲になっていることが懸念されるので、十分な対策をしてほしい。

### 3 広報・広聴

- ・ 事業者は独占禁止法を学ぶ機会が少ないので、違反事例を中心に学ぶ機会を設けることが必要である。また、自らの事業活動が法に違反しないか疑義が生じる場合もあるので、相談窓口を積極的に活用するよう広報することは大切だと思う。
- ・ 公正取引委員会の情報発信については、一般の人にも分かりやすいようにイラストを入れてみたり、コンパクトに内容をまとめてみたり、ホームページも動画が入っていたりと、大変努力している。他方で、折角の努力が、なかなか一般の人に届くのが難しいということを改めて感じた。いかに一般の人に伝えていくのかという視点が重要だと思う。
- ・ SNSは情報のやり取りが双方向であるので、相手方のリアクションを見たり、困りごとがあるときに直接相談したりするというツールにもなる。大変可能性のある分野であるので、是非取組を広げてもらいたい。

### 4 その他

- ・ 最近の新聞で、TPPによって独占禁止法の新しい制度が創設されるという報道があった。今後どのように推移するのか、興味をもっている。